

# 業務指示書

## パレスチナ市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月22日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月27日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業普及に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／営農）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：営農に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業普及計画】

- 1) 類似業務の経験：農業普及に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ジェンダー／農民組織】

- 1) 類似業務の経験：ジェンダー、農村社会に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月13日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

(○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ILS1 = 29.6751 円 , US\$1 = 113.393 円 , EUR1 = 127.140 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 5月19日(木) 15:00～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町）2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／営農

農業普及計画

ジェンダー／農民組織

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

69.30 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
パレスチナ市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/営農	(24.00)	( 9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業普及計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： ジェンダー/農民組織	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

パレスチナ自治区（以下、「パレスチナ」という。）において、農業セクターは、GDP 貢献度が 5.6%（2011 年）に留まるものの、食糧安全保障、コミュニティ再建及び土地保全の観点からパレスチナの安定及び発展において重要な役割を果たしている<sup>1</sup>。耕作可能面積は、1,200 km<sup>2</sup>と国土の約 1/5 を占め、西岸地区、ガザ地区共に農業のポテンシャルは高い<sup>2</sup>。パレスチナにおける農業は、イスラエルによる移動・物流の制約や地下水取水量の制限（西岸地区）といった構造的な制約要因を負っているものの、農業資材購入費の削減等、農業収益性改善の余地も大きい。

JICA はこれまで、西岸地区のヨルダン渓谷地域 3 県を対象とした「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト（以下、「EVAP」という。）」（2011 年 9 月～2015 年 7 月）の実施を通じ、パレスチナ農業庁の農業普及関係職員が市場志向型の営農・技術指導を実践できるよう普及業務の改善支援を行ってきた。その結果、同地域をモデルとした「EVAP 普及パッケージ」<sup>3</sup>がまとめられている。同パッケージは、パレスチナ農業庁が推進するグループ普及手法を具体化したものとして同庁に高く評価され、今後パレスチナ全域に、同パッケージが用いられる予定である。

他方、技術系職員の多いパレスチナ農業庁にとって、「EVAP 普及パッケージ」を用いた普及活動において、必ずしも農家のニーズに基づく技術・ノウハウではなく、「特定の新規性のある技術の導入」及びその検証のための「機材・設備の供与」への期待が高い傾向にある。結果として、EVAP では、技術の検証活動に時間がかかり、農家への普及技術の定着率向上に掛ける時間が不十分であった。今後、「EVAP 普及パッケージ」を用いて、パレスチナ全域のより幅広い層の農家に技術が定着するためには、農家や農家グループ<sup>4</sup>の実態（グループのサイズ、メンバーの均質性、営農形態、ジェンダー等）をより詳細に把握した上で、農家自身による気づきやモチベーションを高める機会をさらに導入する等、同パッケージにおける普及手法を改善することが求められている。また、特定の技術のみならず、「土づくりから市場まで」の一連の流れの中で農家が抱えている営農上のボトルネックに対応できるよう、普及技術の内容の見直しが求められている。さらに、普及員をはじめとする県農業局関係者が、多数のドナーによる支援を戦略的に活用し、幅広い層の農家ニーズに基づく市場志向型の農業普及活動を実践していけるようになることが重要である。

かかる状況を踏まえ、パレスチナ政府は、「EVAP 普及パッケージ」をパレスチナ全域に広めるに際し、農業庁関係者の普及活動における能力強化にかかる支援を我が国に要請した。JICA は、2015 年 8-9 月に詳細計画策定調査団を派遣し、パレスチナ政府関係者と協議を行い、「市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の枠組みを決定した。

本事業では、これまでの協力の成果を生かし、「EVAP 普及パッケージ」の更なる改良と、左記パッケージを活用した、パレスチナ全土における市場志向型の営農実践のための農業庁

<sup>1</sup> 後述するパレスチナ農業セクター開発戦略によれば、同セクターの労働人口は全労働人口の 11.5%を占めるとされている。なお、パレスチナ県農業局より入手した統計情報によれば、農業従事者は約 11 万人とされているが、本事業で対象とする中小規模農家については耕作する農作物の種類により土地保有面積が異なり、画一的な定義づけは困難であるため統計数値は存在しない。

<sup>2</sup> National Agriculture Sector Strategy (2014-2016) によると、耕作可能面積のうち、西岸地区が約 90%、ガザ地区が約 10%を占めている。

<sup>3</sup> 市場志向型農業の実現のための農業普及サービスの活動手法をまとめたもの。パッケージは大きく、農家が付加価値型農業実施に必要な技術を習得するための一連の普及活動ステップと、技術の有効性を検証するための一連の活動ステップからなる。

<sup>4</sup> 何らかの農業関連活動（作物栽培、畜産、女性等）を協同で行っている農家の集まり。パレスチナには、労働庁への正規登録を行っている農業組合と未登録のインフォーマルグループが存在し、中にはドナー支援の受け皿として組成されるグループもあるとされる。

関係者による農家グループへの普及サービス改善を目指している。

なお、JICA は日本政府が 2006 年に提唱した「平和と繁栄の回廊構想」のもと、パレスチナの経済の自立のため、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンとの域内協力を通じて信頼醸成をはかりつつ、パレスチナの経済社会基盤を強化し、中東和平交渉の促進に寄与することを目的とし、その中核プロジェクトとして「ジェリコ農産加工団地」支援を実施しており、更に農業分野における隣国との地域協力を推進している。本プロジェクトは、JICA のパレスチナにおける優先分野である農業分野開発に関し、それらのプロジェクトとの連携も視野に入れ実施することが必要である。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト

### (2) 上位目標

パレスチナ全域における「EVAP 普及パッケージ」を利用した普及活動を通じて収入が向上した農家が増加する。

### (3) プロジェクト目標

パレスチナ農業庁、県農業局関係者による「EVAP 普及パッケージ」を利用した普及活動を通じて、パレスチナ全域の対象農家グループの農家の農業所得が向上する。

### (4) 期待される成果

成果 1：パレスチナ農業庁、県農業局関係者の「EVAP 普及パッケージ」の実施・マネジメント能力が強化される。

成果 2：「EVAP 普及パッケージ」が、パレスチナ全域で適用可能な普及パッケージに改良される。

成果 3：「EVAP 普及パッケージ改良版」を用いた普及活動を通じて、対象の農家グループにおいて市場志向型農業が実践される。

成果 4：中小規模農家が行う農業生産について、市場ニーズに応じた適性技術が整理される。

### (5) 活動の概要

【成果 1：パレスチナ農業庁、県農業局関係者の「EVAP 普及パッケージ」の実施・マネジメント能力が強化】

1-1 プロジェクト実施のためのタスクフォース委員会を設置する。

1-2 農業庁、各県関係職員に対し、「EVAP 普及パッケージ」のコンセプト理解を深めるためのプロジェクト活動説明会や研修を実施する。

1-3 対象県農業局の年間計画策定に EVAP 普及パッケージを反映させるべく策定過程の支援を行う<sup>5</sup>。

1-4 上記活動 1-3 において策定された計画の実施状況を発表し、経験を共有するためのワークショップを開催する。

【成果 2：「EVAP 普及パッケージ」の改良】

2-1 先行協力で作成した「EVAP 普及パッケージ」の各活動ステップの内容について、ジェンダー主流化や更なる効率的普及の観点から、レビューする。

2-2 2-1 でレビューした内容に基づき、「EVAP 普及パッケージ」の改良版を検討・提

<sup>5</sup> 2年間の計画を策定することとし、1年目はプロジェクトの直接的支援対象、2年目は基本的に県独自に実施を行い、プロジェクトでは適宜モニタリングを実施するのみとする。

- 案する。
- 2-3 「EVAP 普及パッケージ」の改良を行う際に対象とする西岸地区<sup>6</sup>内の地区・農家グループについて、ジェンダー分析および農家グループのタイプ別特性を踏まえて選定する。
  - 2-4 2-3で提案した「EVAP 普及パッケージ」の改良版を用いてC/P等とともに普及活動を試行する。
  - 2-5 2-4の活動結果を踏まえ、「EVAP 普及パッケージ」を改訂する。

【成果3：「EVAP 普及パッケージ」の改良版を用いた普及活動を通じた対象農家グループにおける市場志向型農業の実践】

- 3-1 「EVAP 普及パッケージ」の改良版を用いた普及活動実施のための対象県農業局および新サブセクターを選定する。
- 3-2 3-1で選定された対象県農業局における中小規模農家グループについて、男女の役割分担を含めた営農状況を把握するための概況調査を実施する。
- 3-3 3-2の結果に基づき、対象県農業局の農家グループをその特徴別に分類する。
- 3-4 3-3を踏まえ、2-5で改訂した「EVAP 普及パッケージ」を用いて普及活動を実施する対象となる農家グループを選定する。
- 3-5 選定された農家グループの特徴を勘案し、普及方法の詳細を検討する。
- 3-6 選定された農家グループに対し、3-5で検討した普及方法の詳細を反映させ、「EVAP 普及パッケージ」を用いた普及活動（デモ・ファームの設置等を含む）を行う。
- 3-7 3-6の普及活動についてモニタリング・検証を行う。

【成果4：市場ニーズに応じた中小規模農家向け適性技術の整理】

- 4-1 成果3の活動を通じて中小規模農家が行う農業生産について、ジェンダー視点を含めモニタリングを行い、土づくりから出荷・販売までの一連の営農活動を行う上でのボトルネックを明らかにする。
- 4-2 既存の技術普及教材・機材<sup>7</sup>を収集・レビューする。
- 4-3 4-2に基づき、4-1で明らかになったボトルネックに対応するための適正技術や営農方法、また、新たに導入すべき機材・設備の選定を行う。
- 4-4 必要に応じて、既存の検証クライテリアに基づき、4-3で導入された新技術の検証およびデモ・ファームにおける実施を行う。
- 4-4 4-1～4-4の活動結果を踏まえ、中小規模農家のニーズに即した作物毎の播種から出荷までの営農体系マニュアルを作成する。

(5) 対象地域

パレスチナ全域（西岸地区 11 県及びガザ地区 5 県）（総農業従事者約 11 万人<sup>8</sup>）

(6) 相手国実施機関等

＜カウンターパート（C/P）機関＞

パレスチナ暫定自治政府農業庁普及・地域開発総局

(7) プロジェクト期間

2016 年 6 月～2021 年 6 月（計 60 カ月）

<sup>6</sup> 「EVAP 普及パッケージ」の改良に重きを置くため、対象とするサブセクターは EVAP と同様に野菜および畜産とする。

<sup>7</sup> EVAP で設置したコンポスト製造機、サイレージ製造関連機器、土壌分析関連機材、人工授精サービス関連機器

<sup>8</sup> 注記 1 参照のこと。

### 3. 業務の目的

本事業は、パレスチナ農業庁、県農業局関係者の普及実施体制・能力強化及び「EVAP 普及パッケージ」の改良を通じて、効果的な農業普及活動の実践を支援し、もってパレスチナ全域の農家の農業所得向上に寄与するものである。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2016 年 2 月 15 日にパレスチナ自治政府と締結した R/D に基づいて実施される「市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) SHEP アプローチの活用

本件に先立ち実施された EVAP では、詳細計画策定調査時、パレスチナ農業庁の農業普及関係職員が市場志向型の営農・技術指導を実践できるよう普及業務の改善支援を目指すため、ケニア共和国「小規模農民組織強化プロジェクト (SHEP)」<sup>9</sup>から生まれた取り組み、SHEP アプローチを活用する方針とし、結果、「EVAP 普及パッケージ」を作成している。SHEP アプローチとは、農家が「作ってから売る」から「売るために作る」ようになること、即ち市場に始まり市場に終わる「ビジネスとしての農業」を柱として、現場の農家の視点に立って考案した「動機づけ理論」と、緻密な活動の連関とロジックを用いた「モチベーション向上とスキル強化」を駆使した取り組みである。

本プロジェクトは、この「EVAP 普及パッケージ」の普及手法・普及技術の双方を、SHEP アプローチのコンセプトに沿った形でさらに改善した上で、同パッケージを効果的に活用し、パレスチナ全域の農家の持続的な生計向上の実現を目指すものであり、特に以下の点に留意して活動を計画する。

#### ア SHEP アプローチの活動群の分解 (4 つの活動ステップ) を意識する

SHEP アプローチを活用した活動群を分解すると、①対象農家の選定、②農家の気づき促進、③農家による計画策定、④解決策の提供、の 4 つのステップに大別される。同アプローチを効果的に発現させるには、この 4 つのステップの順序 (特に農家自身による気づき促進を行った上で、農家自身で計画策定を行い、その後解決策を提示する) を意識することが重要である。

本プロジェクトでは、4 つのステップのうち、特に農家の市場に対する視野を広げるための②気づきのプロセスを増やしていくことが必要である。また、③・④についても、普及員を含む実施者側が選んだ作物や特定技術ありきで農家に伝えるのではなく、市場ニーズの見極め、栽培、市場への出荷・販売といった「市場に始まって市場に終わる」までの 1 営農サイクルの中で、農家が必要とする技術・ノウハウを提供できるような demand-driven な普及であることが求められる。

#### イ 各活動の相関関係とモチベーションの向上

プロジェクト目標達成に向けた各成果や活動計画の位置づけを考慮し、各活動間の相関関係を踏まえて活動を実施する順序を設定する。また、モチベーションが上がった状態で

<sup>9</sup> 2006～2009 年に実施。農家に対し「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための各種支援活動の結果として、対象農民の園芸所得向上という成果をあげ、ケニア政府はもとより USAID 等他ドナーからも高い評価を得ている。2013 年 6 月に開催された第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD V) では、我が国は将来アフリカ諸国 10 か国にこの SHEP アプローチを展開していくことを表明し、現在 JICA は各国での同アプローチ実践を進めている。

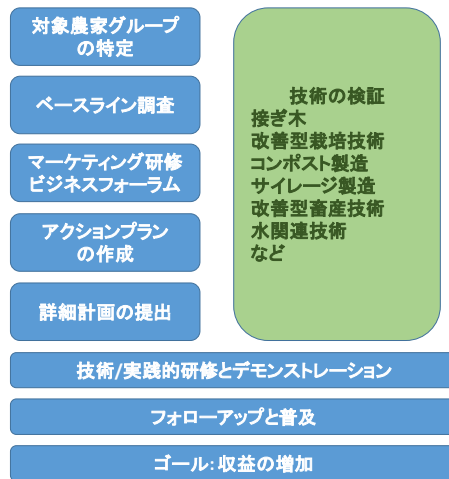
研修を実施すると習得率が高いことが確認されていることから、モチベーションが高い状態に投入と活動のタイミングを合わせる。

なお、本プロジェクトの実施には、SHEP アプローチを正しく理解することが不可欠である。【第3 業務実施上の条件】の「3. 配布資料／参考資料」に関連資料や参考文献を示したので、コンサルタントはこれらを参考にし、SHEP アプローチを正しく理解することが求められる。

### (3) 各成果の構成（参考：添付資料）

成果1では、パレスチナ農業庁及び県農業局関係者（普及員、専門技術員等）の能力強化を図る。まず、「EVAP 普及パッケージ」のコンセプト理解、即ち、より多くの農家が所得向上のために継続して営農改善を図っていくことができるよう、農家側が求める技術を効果的に普及していくというプロジェクトが目指す方向性に対する共通理解を図っていく。次に、県農業局年間計画への「EVAP 普及パッケージ」の反映に向けた働きかけを行い、パレスチナ農業普及における「EVAP 普及パッケージ」の継続活用と定着を目指す。この際、パレスチナでは、普及活動継続のために必要となる予算に関し、独自の開発予算はほとんどなく、行政の組織・制度的な自立発展性確保が困難という事情があるが、プロジェクト終了後を見据え、多数のドナー支援が継続して行われていることを活用し、こうしたドナー支援プロジェクトの中に、戦略的に「EVAP 普及パッケージ」を入れ込ませていく発想が求められる。さらに、「EVAP 普及パッケージ」を活用した普及活動経験の共有を図り、パレスチナ全域の農業普及関係者への同パッケージ活用成果の共有と同パッケージの理解浸透を図る。

成果2では、「EVAP 普及パッケージ」の改良を行う。より幅広い層の農家に技術が定着することを旨とするため、同パッケージ（下図）の主に左側の流れに示される普及にかかる活動ステップを、上記5.（1）記載の視点やジェンダー配慮の2点に特に留意して改良する（ジェンダー配慮については後述の5.（7）を参照）。その際、EVAPで対象とした野菜・畜産分野で試行的実践を行い、これにより得られた教訓を反映させる。また、成果3による普及活動実践・モニタリングの際にも、都度得られた教訓を反映させ、「EVAP 普及パッケージ」最終化を目指す。



「EVAP 普及パッケージ」最終化を目指す。

図：EVAP 普及パッケージ

成果3では、成果2に基づく「EVAP 普及パッケージ」の改良版を活用し、パレスチナ全域への普及活動の実践・モニタリングを行う（野菜・畜産以外の分野も対象とすることを否定しない）。この際、対象となる農家や農家グループの実態の詳細を把握・分類し、農家グループ内・グループ間を含む広域普及における効果的な技術伝播方法を編み出していく。

成果4では、「EVAP 普及パッケージ」の右側の流れに示される適正技術・機材を整理する。その際、「市場に始まって市場に終わる」までの1営農サイクルを通じて、対象作物に係るボトルネックを包括的に把握し、対象農家の社会経済レベルやニーズ（ジェンダーに要配慮）にも合致した適正技術・機材の選定を行うよう留意する。なお、技術検証については、技術検証選定クライテリアに基づき、必要と判断される場合にのみ実施することとし、はじめから特定技術ありきで検証・導入しないようにする。また、営農上のボトルネック対応策として、既存のパレスチナ農業庁や農業研究機関が所有する各種教材を参考に、農家にとって分かりやすい写真や絵入りの普及用教材を作成することが求められる。

本プロジェクトが目指すコンセプトに対する活動方針について、プロポーザルにおいて提案すること。また、特に成果1に関し、想定されるドナー支援プログラムの活用方法やドナー・農業庁関係者にとって使い勝手の良い普及パッケージとするための工夫について、プロポーザルにおいて提案すること。

#### （4）普及技術・知識の想定レベルと技術検証にかかる留意点

本プロジェクトでは、対象農家グループの末端レベルにまで浸透可能な、より多数の農家に導入・適用しやすい手頃なレベルの技術の普及を最重要視している。従って、必ずしも技術検証を伴う技術の普及に特化せず、寧ろパレスチナ域内で活用されている既存の有用技術・知識の発掘も含め、技術検証を伴わない技術・知識も積極的に普及させることを想定しているが、以下、技術検証を伴う技術にかかる留意点を示す。

技術検証については、EVAP で取り組んだ技術のうち、対象地域拡大に伴い、気候条件や対象農家グループの取り組み内容・ニーズが変わる中、改めて改善を加える／新規の導入が必要と思われる技術数種類に特化して、検証を行うこととする。先進的な農家ではなく、より一般的なレベルの農家のニーズ（ジェンダーに要配慮）に即しているかどうかという点を常に意識すること。

なお、パレスチナ農業庁側は、「新たな技術の導入」及びその検証・普及のための「機材・設備の供与」が最重要との認識が強い傾向にあることに留意が必要である。急速な変化は難しいと考えられるところ、パレスチナ側の意向に理解を示しつつ、プロジェクト期間を通じて、本プロジェクトが目指すコンセプトの浸透を図っていくことが求められる。パレスチナ側への効果的な働きかけ方について、プロポーザルにおいて提案すること。

また、検証する技術については、明確な基準に基づき農家ニーズを踏まえた普及に適する技術を選定する。検証技術の選定基準について、プロポーザルにおいて提案すること。

#### （5）対象地域と活動の進め方

対象地域は、パレスチナ全域、すなわち EVAP の対象3県を含む西岸11県（14農業局<sup>10</sup>）及びガザ地区を対象とする。ただし、ガザ地区に対する活動は、日本人については入域制約

<sup>10</sup> 2016年3月時点において、ヘブロンには北ヘブロン農業局が新たに設立され、西岸地区県農業局数は13から14に増加しているものの、管轄エリア・普及体制が従前から大きく変更された訳ではないため、裨益者数や活動計画は従前の県農業局数（13）を基に計算している。



があることから、基本的にはガザの普及局職員・各県普及員への普及能力向上を図る程度の関与とし、日本人専門家が直接対象農家グループへの介入を行うことはしない方針である（同地区に対する活動の成果指標については、現時点のPDMでは記載していない）。

ガザ地区に対する効果的と思われる活動内容について、プロポーザルにおいて提案すること。

活動の進め方としては、プロジェクト期間を通じて4サイクルの普及活動をコンサルタントが直接対象農家グループに介入する形で実施する。1サイクル目（1年次）は「EVAP普及パッケージ」の改良版の試行的実践（野菜・畜産分野<sup>11</sup>対象）による活動、その後、改良された「EVAP普及パッケージ」を活用し、その他の県を順次移動しながら3サイクル（2～4年次）実施する（2サイクル目以降については、野菜・畜産分野に限定しない）。各対象県農業局につき、対象とするモデル農家グループは2グループとする（一グループ平均25世帯を想定）。サイクル毎に対象県農業局を変更しながら全県農業局をカバーすることになるが、前サイクルの活動実施結果を踏まえ、次のサイクルに向けた改善を行うこと。

各対象県農業局において、活動の1年目はコンサルタントが直接対象農家グループへの技術普及に関与するものの、活動の2年目以降はパレスチナ側C/Pがより自立的に普及を行い、コンサルタントの関与は間接的なものに留める、といった取り組み方針とする。

また、農民間普及アプローチを活用し、農家グループ間を含む広域での農家同士の交流を積極的に行うことにより、より多数の農家への波及を狙う。プロジェクト全体では、9,450世帯を直接・間接的な対象農家とする想定である。5年次は間接介入へのモニタリング・指導、農民間普及の拡大及び「EVAP普及パッケージ」最終化に向けた取り纏めを行う。

考えられる1サイクル毎の対象県農業局の設定や全域展開の方法について、プロポーザルにおいて提案すること。

#### （6）対象とする作物

本プロジェクトでは、対象地域がパレスチナ全域に拡大することに伴い気候条件や営農環境が地域により異なってくるため、EVAPで対象とした野菜・畜産以外の果樹や天水穀物といった新たな作物も対象となり得る。他方、新規対象作物の導入は、普及する技術内容の幅が広がり技術選定・検証に時間がかかる可能性が高いこと、また対応可能な日本人専門家リソースが限定される可能性も高いことから、検証を行う技術は限定し、かつローカルリソースを最大限活用することとする。

考えられるローカルリソース活用方法（リソース供給元、想定される分野、活動内容等）について、プロポーザルにおいて提案すること。

#### （7）対象農家グループの選び方とグループ内普及手法の再検証

本プロジェクトの主要ターゲット層は、中小規模農家のうち、すでに先進的な取り組みを行い市場情報を自ら定期的に入手している農家というよりは寧ろ、マーケティングポテンシャルはあるものの、未だ市場情報入手といったレベルには十分至っていない農家である。即ち、本プロジェクトが目指す市場志向型の農業アプローチの考え方を幅広く波及するためには、主要ターゲット層の設定を常に意識して選定することが肝要である。そのためには、上述の通り、対象地域にかかる農家や農家グループの実態（グループのサイズ・成り立ち、メンバーの均質性、営農形態、社会経済状況、ジェンダー等）を十分に把握した上で、農家グループの選定クライテリアを明確に定めることが重要である<sup>12</sup>。また、同じ対象農家グループ

<sup>11</sup> EVAPで対象としたヨルダン渓谷3県については、すでにEVAP終了時まで概ね普及活動を実施済であることが確認されているため、必ずしも同地域に限定せず、野菜栽培または畜産を行っている県も対象とする。

<sup>12</sup>パレスチナの農家には、パレスチナ難民やベドウィンと呼ばれる遊牧民、農地を持たず小作や借地耕作により生計を立てている農家もいる。農業資機材購入や販売先を自らが決めて農業を行うことが可能かどうかは、本プロジェクトが目指す市場志向型農業を実践する際の対象農家グループ選定時に留意が必要。また、パレスチナ難民やベドウィンについても多数の無償援助が行われており、経済的な自立を促す本プロジェクトの対象とする場合

であっても、個々の農家の営農実態や収入レベルが異なっている可能性がある点に留意し、EVAPでの取り組み結果を再検証の上、農家グループ内でのより効果的な技術普及方法を編み出していくことが求められる。

農家グループの選定基準の案があれば、プロポーザルにおいて提案すること。

#### (8) ジェンダー配慮

パレスチナでは、農・畜産業における女性の役割は重大であり、家事・子育て等にも従事する農家女性は長時間労働が恒常化している一方、政府の技術普及を始めとした農業関連サービスを女性が十分に享受する状況にはなっていない。本プロジェクトでは、EVAPの活動後半でいくつか試みられたジェンダー主流化の取り組み<sup>13</sup>の有効性・持続可能性について再検証の上、ジェンダー配慮への取り組みをさらに推進していくことが求められる。

その際、普及員や農家（特に男性農家）といった各レベルでの関係者に対し、ジェンダー配慮に取り組むことにより、より効率的かつ持続的な農家経営に結び付くことを共通ビジョンとして共有し、具体的に身近に理解してもらうことが重要である。また、プロジェクトで対象とする農家グループにおけるジェンダー実態をプロジェクト関係者が十分把握し、活動をデザインしていくことが必要である。その際、活動間の連関を常に意識し、ジェンダー配慮に関する取り組みを無駄なく効果的に行っていくことが求められる。

また、本プロジェクトにおいてジェンダー配慮に取り組む理由・意義について、関係者の理解を十分深めた上で、具体的なジェンダー課題軽減のための取り組み・ツールの紹介を行っていく。

ジェンダー配慮への取り組みにかかる活動方針や想定される活動について、プロポーザルで提案を行うこと。

#### (9) 農民間普及手法の積極活用

パレスチナ域内での広域普及の方法論に関し、EVAPでは、より効率的・効果的に普及を行うための仕掛けとして農民間普及の導入を試行した。本プロジェクトでは、「より多数の中小規模農家への波及」との趣旨に鑑み、農家同士の交流による学び合いの機会をさらに推進すべく、農民間普及を積極的に実施すると共に、パレスチナにおける農民間普及活用方法の体系化および隣接地域で実践している優良事例の共有・活用方法を検討する。その際、グループ活動をまだ行っていない農家もいるため、必ずしも対象を農家グループに限定せず、個人農家も含め普及を図っていく。

なお、積極的な普及活動を促進するため、普及用にも活用可能な10人乗りマイクロバス2台をパレスチナ農業庁に供与予定である。

現時点で想定される効率的・効果的な農民間普及手法、タイミングの案があれば、プロポーザルにおいて提案すること。

#### (10) パレスチナ側による継続的な「EVAP普及パッケージ」活用に向けた取り組みの推進

本プロジェクトでは、パレスチナ農業庁の普及戦略（2016-2019）に明確に位置付けられている「EVAP普及パッケージ」がプロジェクト終了後も確実に継続的に実践されることを目指している。そのためには、上記5.（1）記載の通り、農家の気づきのプロセスを増やすとともに農家ニーズに基づく計画策定・解決策提示を意識しつつ、より多数の農家に適用可能な技術・知識の伝播が可能となるように「EVAP普及パッケージ」を改良し、加えて、使い勝手が良く、パレスチナ農業普及において常に活用される標準パッケージとなるべく、パレスチナ農業庁、県農業局及び普及員への働きかけを行っていく。

---

には、相当程度の工夫が必要と考えられる。

<sup>13</sup>①営農・家計に対する女性の発言力を強化し、営農に関する意思決定への参加を促すこと、②簡便かつ安価な道具の利用により、農作業における女性の作業負担を軽減すること、の2つがEVAPにおける主要な取り組みであった。

「EVAP 普及パッケージ」がパレスチナの農業普及手法の定石として浸透し、より一般的に定着するためには、本プロジェクトにおける各対象県農業局での2年目以降の普及活動については、県が主体となって「EVAP 普及パッケージ」を実践していくことを目指すとともに、県の農業普及年間計画に同パッケージによる活動が反映されることを目指す。この際、本プロジェクトではあらゆる農業普及事業における同パッケージの採用や下記（10）記載のタスクフォース結成による体制強化等、継続的な形で「EVAP 普及パッケージ」実践のための方策を検討することとする。

なお、上記普及戦略は、本プロジェクト実施中に、2020～2023年版への改訂が行われる見込みである。本プロジェクトの成果が持続的に活用されることを目指し、コンサルタントは同戦略の改訂支援を行う。

また、技術協力プロジェクトでは、プロジェクト終了後も成果が持続し定着することを目指すことが重要であり、そのため、C/Pのオーナーシップ育成を図ることが重要である。コンサルタントは、C/Pのオーナーシップ育成、意志決定や実施を促進する動機付けのためにどのような工夫やチームワーク体制が必要か、プロポーザルにおいて提案すること。また、プロジェクトで備上する現地スタッフ（ローカルコンサルタントも含む）が行政に対する役務提供に留まらないよう留意しつつ、コンサルタントの現地不在期間に、どのようにC/Pやプロジェクト現地スタッフによる活動の事前準備やフォローアップを行うのか、効果的な実施体制についても、プロポーザルにおいて提案すること。

#### （11）プロジェクト実施体制

本プロジェクトは、EVAP同様、農業庁普及・地域開発総局計画局を主たるC/Pとしつつ、関係機関として、本プロジェクトで普及する技術内容に応じ、同局が各技術系部局と連携する。プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee（JCC））を設立することとしている<sup>14</sup>。コンサルタントは同委員会の設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加すること。JCCはパレスチナ側が議長を務め、パレスチナ側の主導で開催されるものの、コンサルタントは必要な支援を行うことが求められる。プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理及び目標の達成度確認等のため、少なくとも年2回同会合を開催する。

加えて、EVAP同様、JCCの下に、日常的なプロジェクトの運営管理を行う実施部隊として、二種類のタスクフォース委員会（①普及タスクフォース、②技術タスクフォース（各技術分野毎））の設置を支援する。

なお、パレスチナ農業庁マーケティング総局についても必要に応じ関与を深め、トレーダーや企業に関する情報、またポストハーベスト部が有する収穫後処理にかかる知見の共有を図る。

#### （12）他ドナーとの連携と期待される相乗効果

パレスチナでは、多数の国際機関、二間援助機関、NGOが農業分野の支援を行っており、他ドナーは、主としてNGOや農家グループに直接資金や機材援助を行っているケースが多い。こうした数々のドナー支援は、パレスチナ側が「EVAP 普及パッケージ」を活用した農業普及を継続的に取り組む際に有力な資金源となり得る。特に成果1の対象県農業局での県農業開発計画策定支援に際し、積極的に他ドナー支援プログラムの取り組みを活用していく。

また、デンマーク国際援助庁（DANIDA）や国際連合食糧農業機関（FAO）により、パレスチナ農業庁を実施機関とした支援が検討されており（2016年3月時点）、いずれも市場志向型の営農実践という観点で本事業との相乗効果が見込まれる。本事業との整合性が図られ、適切に役割分担を図ることができるよう、緊密なコーディネーションを図っていく。

なお、パレスチナには「農業セクター・ワーキング・グループ」とよばれるドナー・コー

<sup>14</sup> JCCには、コンサルタントの他、パレスチナ農業庁（ガザ地区総括を含む）、県農業局（必要に応じ）、同計画庁、JICA事務所長が参加者として予定されている。

ディネーション・メカニズムが存在する。コンサルタントは、JICA パレスチナ事務所に協力して、同グループ等に参加し、情報収集・意見交換を行い、併せて本プロジェクトの成果等の発信を行う。

#### (13) JICA が主に実施する他案件との連携による効果の発現

現在パレスチナの農業技術の向上をめざし、地域間協力として周辺国での技術研修案件の実施を予定している。第三国研修を通じて学んだ技術のうち、農民への普及が期待できる有用な技術については、必要に応じ本プロジェクトの活動として積極的に取り入れること。それに関しては、本技術研修案件の進捗状況は主管である JICA パレスチナ事務所と適宜情報交換を行う。また、ジェリコ市で日本が支援しているジェリコ農産加工団地プロジェクトに関し、将来的にパレスチナの農家が生産する農産物の供給先としての可能性も踏まえ、活動を通じて積極的に連携をはかること。

#### (14) パレスチナの特殊事情（イスラエルの政治的・経済的・技術的影響）への配慮

パレスチナでは、イスラエルの政策により、水配分や新規地下水井戸掘削の制限などの水利用権の他、土地利用や農産物の流通や肥料・農業資材等の供給もイスラエルの管理下に置かれる等、様々な影響・制約を受けている。従い、パレスチナ側の権限のみで対応できない事項があるため、事業計画策定時には上記パレスチナの農家が置かれた状況に配慮する。また、イスラエルとの調整が必要になる場合には十分な時間を確保する等留意する。

#### (15) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この主旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

柔軟なプロジェクト運営のため、コンサルタントは JICA（農村開発部、JICA パレスチナ事務所）に対して密に進捗報告、情報共有を行う。総括の日本出発前および帰国後には、本部農村開発部との打ち合わせを行い、現地においては、日常的な活動を通じて十分な情報共有を実施すること。

#### (16) 本プロジェクトのモニタリング活動

本プロジェクトでは、6 ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを、コンサルタント及び C/P が主体となって協働で実施する。Monitoring Sheet<sup>15</sup>を作成し、6 ヶ月に一度 JICA に提出する。Monitoring Sheet には活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含むこととする。なお、Monitoring Sheet は JCC 等 C/P 機関と定期の協議に活用する基本文書とする。JCC は係る定期報告のタイミングと合わせて実施することとし、年 1 回は、JCC 開催に合わせて定期モニタリングを行うものとする。事業進捗に合わせ成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を行う。

#### (17) 定期モニタリング

本プロジェクトにおいては、従来行っていた事業の進捗確認のための中間レビュー調査および終了時評価調査を行わず、日々のモニタリングを通じて進捗管理を行う予定である。プ

<sup>15</sup> Monitoring Sheet 等、事業の質の向上に向けた新たな事業管理・評価の取り扱いにおいては、配布資料の専門家・コンサルタント向け説明資料「技術協力プロジェクトにおける変更（業務改善推進委員会の取り組みに伴う計画策定段階、事業実施段階の変更）」（2014 年 7 月 30 日付け）を参照。

プロジェクト専門家は C/P 機関との協働で 6 か月に 1 度の頻度で事業の進捗や解決すべき実施上の課題・懸案事項と対応策をとりまとめ、JICA が別途定める様式により JICA に遅滞なく報告することとする。JICA は右報告を受け、必要に応じ取るべき対応についてプロジェクトにフィードバックする。なお、JCC は、従来実施してきた他の技術協力同様、本プロジェクトにおいても設置する。JCC 構成の詳細は詳細計画策定調査の Minutes of Meetings (M/M)、Record of Discussion (R/D) を参照のこと。

(18) SHEP アプローチの広域進捗モニタリング調査への協力

SHEP アプローチを活用した案件は、第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD V) の公約を踏まえ、同アプローチの有効性や国毎の活用方法について確認するための各種調査が実施される可能性がある。本プロジェクトが対象となった場合は、これら調査に対し情報提供・関係者との連絡調整等の協力を行うこと。

(19) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にパレスチナ及び日本の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めること。また、他ドナーからの理解も得るよう配慮する。必要に応じて、ニュースレター（英）等を発行して関係者へ配布する。

また、本プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、JICA サイト上に設置するプロジェクトホームページ（日本語）に原稿を提供する。

他方、パレスチナにおける広報活動については、イスラエルとの関係で十分留意すべき事項があることから、事務所から事前に十分ブリーフを受けること。

(20) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の 3 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第 1 期：2016 年 6 月～2017 年 11 月（18 ヶ月）
- ・第 2 期：2017 年 12 月～2019 年 6 月（19 ヶ月）
- ・第 3 期：2019 年 7 月～2021 年 6 月（23 ヶ月）

各契約期間で想定される成果毎の業務イメージは次表 1 及び 2 の通り。

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA と協議の上決定し、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、本フェーズ分けの期間については、活動サイクル等を考慮してコンサルタントが適切と考える期間があれば理由と共にプロポーザルで提案することが可能である。

表 1：第 1 期～第 3 期契約期間における各成果毎の活動内容概略

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
成果 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトのコンセプト理解</li> <li>・第 1 サイクル対象県農業局農業普及計画への「EVAP 普及パッケージ」活用に向けた働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトのコンセプト理解</li> <li>・第 2～第 3 サイクル対象県農業局農業普及計画への「EVAP 普及パッケージ」活用に向けた働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトのコンセプト理解</li> <li>・第 2～第 3 サイクル対象県農業局農業普及計画への「EVAP 普及パッケージ」活用に向けた働きかけ・「EVAP 普及パッケージ」の完成・共有</li> </ul>

成果 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「EVAP 普及パッケージ」の改良</li> <li>・野菜・畜産分野での試行的実践（第1サイクル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果1、3、4の活動を通じた「EVAP 普及パッケージ」の更なる改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「EVAP 普及パッケージ」の最終化</li> </ul>
成果 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1、2サイクル対象農家グループの実態・ジェンダー把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及活動の実践（第2～第3サイクル）</li> <li>・第3～第4サイクル対象農家グループの実態・ジェンダー把握</li> <li>・第1～3サイクル対象県農業局主体の普及活動のモニタリング・指導</li> <li>・農民間普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及活動の実践（第4サイクル）</li> <li>・第1～4サイクル対象県農業局主体の普及活動のモニタリング・指導</li> <li>・農民間普及</li> </ul>
成果 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2サイクルの営農上のボトルネック抽出</li> <li>・第2サイクルで有用な検証技術・機材の選定・検証（要すれば）</li> <li>・普及教材の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹等他分野（第3～第4）での営農上のボトルネック抽出</li> <li>・第2～第3サイクルで有用な検証技術・機材の選定・検証（要すれば）</li> <li>・上記にかかる普及教材の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4サイクルで有用な検証技術・機材の選定・検証（要すれば）</li> <li>・普及教材の完成</li> </ul>

数	対象県農業局	サイクル	サブセクター	第1期契約期間		第2期契約期間			第3期契約期間				
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目					
1	西岸地区A農業局	1	野菜／畜産	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
2	西岸地区B農業局		野菜／畜産	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
3	西岸地区C農業局		野菜／畜産	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
4	西岸地区D農業局	2	全サブセクター			●	●	○	○	○	○	○	
5	西岸地区E農業局		全サブセクター			●	●	○	○	○	○	○	
6	西岸地区F農業局		全サブセクター			●	●	○	○	○	○	○	
7	西岸地区G農業局	3	全サブセクター					●	●	○	○	○	
8	西岸地区H農業局		全サブセクター					●	●	○	○	○	
9	西岸地区I農業局		全サブセクター					●	●	○	○	○	
10	西岸地区J農業局		全サブセクター						●	●	○	○	
11	西岸地区K農業局	4	全サブセクター							●	●	○	○
12	西岸地区L農業局		全サブセクター							●	●	○	○
13*	西岸地区M農業局		全サブセクター							●	●	○	○
15	ガザ地区N農業局	3~5	全サブセクター					△	△	△	△	△	△
16	ガザ地区O農業局		全サブセクター					△	△	△	△	△	△
17	ガザ地区P農業局		全サブセクター					△	△	△	△	△	△
18	ガザ地区Q農業局		全サブセクター					△	△	△	△	△	△
19	ガザ地区R農業局		全サブセクター					△	△	△	△	△	△
小計	全県												
農民間普及	西岸地区	2~5	全サブセクター			□	□	□	□	□	□	□	□

\*2016年3月時点において、ヘブロンには北ヘブロン農業局が新たに設立されたものの、管轄エリア・普及体制が大きく変更された訳ではないため、西岸地区対象県農業局数は事業事前評価表と同数で裨益者数を計算する。

- 1年目の直接介入グループ
- 2年目以降の間接介入グループ（各県農業局主体）
- △ ガザ地区農業普及関係者への間接的な技術指導・モニタリング
- 農民間普及

## 6. 業務の内容

以下の業務の内容は、現地作業、国内作業の区別を記載していない。コンサルタントは国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案を行う。

【第1期契約期間：2016年6月～2017年11月（18ヵ月）】

### （1）業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

### （2）ワーク・プラン（第1期原案）及びモニタリングシートの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握

し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文）及びモニタリングシート Ver. 1に取り纏める。

ワーク・プラン及びモニタリングシートを基に、C/P 機関と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICAの確認を得たうえで、ワーク・プラン（第1期）及びモニタリングシート Ver. 1として取り纏め、C/P 機関と合意することとする。

### （3）関連情報の収集・分析

農業関連の一般情報、現状と課題についての情報の収集と農業関連の研究機関、大学、NGO、他援助機関等の組織を訪問し、パレスチナにおける制度、組織体制、予算執行状況、統計、過去の農業普及関連活動の他、以下ア～クの把握に必要な情報を収集及び分析する。なお、EVAP や関連調査で既に得られている情報を確認し、情報収集は必要最低限の追加的なものとする。

ア パレスチナ各県・地域毎の農業の特性

イ 農産物・農業資機材流通に係る政策・制度・特徴（価格・品質管理、情報伝達、流通ルート等）

ウ 農家組合や農家グループに係る制度、今後改善すべき点

エ 普及活動に係る制度とこれまでの実績、今後改善すべき点

オ 普及員等に対する研修活動に係る制度とこれまでの実績、今後改善すべき点

カ 各県農業局事務所の業務、県開発計画の策定内容・プロセス、今後改善すべき点

キ 既存の普及用教材、今後改善すべき点

ク パレスチナ域内で用いられている既存の有用な農業知識・技術の洗い出しと農家による活用状況と課題、研究活動のこれまでの成果、今後取り組むべき研究課題

### （4）EVAP の成果と課題のレビュー

2015年7月に終了したEVAPの活動や成果が、現地でどのように継続されているか確認すると共に、C/P 機関と共に案件終了後の自立的な活動継続において見出された課題や問題点を整理する。

### （5）JCC 及びタスクフォース委員会の設置

プロジェクトの効果的・効率的な実施のために開催される JCC の設立を支援する。また、日常的なプロジェクトの運営管理を行う実施部隊として、タスクフォース委員会の設置を支援する。タスクフォース委員会は、普及タスクフォースと技術タスクフォース（各技術分野毎）について設立することを想定しているが、C/P 機関と協議、意見交換の上、これ以外のタスクフォースを設立することも妨げない。

### （6）プロジェクトのリーフレットの作成

本プロジェクトを広報するためのツールとして利用することを目的として、リーフレット（英文1,000部）を作成する。リーフレットの仕様はA4両面印刷1枚とし、プロジェクトの目的、内容、工程、成果等を記載するものとする。リーフレットは政府機関やドナーに配布することを想定しているが、プロジェクトの過程において必要に応じて加筆修正を行い、適宜配布するものとする。

### （7）「EVAP 普及パッケージ」を活用したプロジェクト・アプローチの説明・合意

上記（3）、（4）で収集及び分析した情報を踏まえ、プロジェクトのとるべきアプローチの詳細（「EVAP 普及パッケージ」を活用した農業普及のコンセプト、プロジェクトで行う各活動の狙いや位置づけ、各関係者の役割と連携の取り方、各サイクルの対象県農業局・地区の選定や対象農家グループの選定基準、検証・導入する農産物生産技術・機材の選定クライ



テリア、活動展開のスケジュール等) について、タスクフォース委員会を含む C/P 機関と協議し、合意する。

本プロジェクトでは、進捗に応じてコンサルタントが直接介入する県を移しつつ協力を進める方針であり、1年目と2年目に直接介入する県はこの時点で選定する。1年目については、EVAPで経験のある野菜・畜産分野の中から選定することとする。

3年目以降にコンサルタントが直接介入する対象県農業局においては、(3)で収集した資料等を基に各地の農業を取り巻く状況を捉え、C/P機関と協議の上選定するが、この時点で選定するのか、各年次の普及開始までに選定するのか、C/P機関と協議の上、選定のタイミングについて決定する。なお、コンサルタントが直接介入する農家グループ数は、各サイクル2グループ/対象県農業局を想定しており、従って、プロジェクト期間を通じて合計26グループ(西岸地区の全県農業局<sup>16)</sup>)が直接介入農家グループ数の目安とする。

活動展開スケジュール(対象県農業局の回り方を含む)、対象農家グループの選定プロセス・選定基準及び検証・導入する農産物生産技術・機材のクライテリア案をプロポーザルで提案を行うこと。

(8) 第1サイクル対象県農業局農業開発計画への「EVAP普及パッケージ」活用に向けた働きかけ

コンサルタントは、第1サイクル対象県農業局での活動を踏まえ、2年間の県農業開発計画への「EVAP普及パッケージ」の取込を働きかける。働きかけのタイミングについて、適切な時期があればプロポーザルにて提案すること。

(9) 第1サイクル、第2サイクルの対象農家グループの選定

C/P機関と対象地域における中小規模農家・農家グループのインベントリを作成し、(7)で合意した選定条件に従ってプロジェクトの支援候補となる第1サイクル(野菜・畜産分野)と第2サイクル(野菜・畜産分野に限定しない)の農家グループを選定する。対象農家グループについて、C/Pと協議・合意した上で選定するが、基本的には、持続的かつ自主的な活動を担保するため、市場志向型アプローチの趣旨を理解し、且つモチベーションの高い農家グループを選定する。

なお、インベントリ作成方法については、EVAPでの例も参照しつつ、妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルで提案を行うこと。

(10) 対象農家グループに対するベースライン調査

選定された第1サイクルと第2サイクルの対象農家グループにおいて、C/P機関(普及員を含む)と以下のベースライン調査を実施する。調査は、コンサルタントがC/Pとともに直営により行う。なお、以下調査内容については、より適切な方法・タイミング・調査項目があれば、理由も付してプロポーザルにて説明・提案すること。なお、本調査については、プロジェクト終了後、C/Pが自律的に行えるよう、過度に詳細なものとならないよう留意すること。

なお、第1サイクルについては、EVAPの普及活動ステップ改善のための試行的な実践であるため、ベースライン調査では特に以下エ・オに集中し、より効果的・効率的な普及活動ステップの改善に資する。一方、第2サイクルについては、普及活動の実践は2年目から行うため、ベースライン調査は約1年間を通じて、以下ア・～オに至る対象農家グループの詳細な営農・グループ構成の実態を把握する。

第2サイクルの対象農家グループに係る情報は、PDM指標の設定に活用する。

調査範囲：上記(7)で合意した第1サイクルと第2サイクルの対象農家グループ

<sup>16</sup> 2016年3月時点において、ヘブロンには北ヘブロン農業局が新たに設立され、西岸地区県農業局数は13から14に増加しているものの、管轄エリア・普及体制が従前から大きく変更された訳ではないため、直接介入農家グループ数は従前の県農業局数(13)を基に計算する。

調査項目：

- ア. 営農の状況：技術レベル、農業技術の習得・更新・活用状況、農薬／肥料の入手・使用状況・購入価格品種、収量、投入資材、作付記録の有無、収入及び収入源
- イ. 市場の動向：作物／市場毎の価格、年次変動、流通システム等
- ウ. 行政、農業普及関係者の動向：普及体制、農業普及員の人数、技術レベル等
- エ. 農家グループの活動：実績、活動頻度、運営状況、予算規模、行政への登録状況、他ドナーによる支援活動等
- オ. ジェンダーの状況：農家グループ内、家庭内における男女の役割

#### (11) 「EVAP 普及パッケージ」の改良・提案

上記(3)、(4)及び(9)で把握したパレスチナ農業概況、EVAPでの取り組み結果、EVAPの成果と課題及び第1サイクル対象農家グループ詳細情報を元として、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「EVAP 普及パッケージ」の改良版を検討・提案する。

なお、「EVAP 普及パッケージ」の改良版を提案する際には、必ずJICAに事前に確認・合意を取ること。

現時点で、想定される「EVAP 普及パッケージ」の改善提案があれば、現行の「EVAP 普及パッケージ」の内容と比較させつつ、プロポーザルに記載すること。

#### (12) 本邦研修の実施

「EVAP 普及パッケージ」のコンセプト理解と日本における取り組みをテーマに本邦研修を実施する。現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、コンサルタントはプロジェクト目標を踏まえ、具体的な研修目標、内容、方法、工程、実施機関、適切な時期等をプロポーザルで提案すること。

##### 【本邦研修】

目標：プロジェクトの意思決定レベルにあるC/Pが、プロジェクトの目指すパレスチナにおける市場志向型農業の実践について、具体的なイメージを獲得し、プロジェクトへのコミットメントを強めること。また、研修後には研修の成果を活かして、プロジェクトに貢献すること。

内容：SHEPアプローチの理論（情報の非対称性の緩和と動機付け理論）、左記理論に関連する行政サービス、農家グループ・生産者団体の活動、市場と生産者のマッチングの取り組み事例の視察

参加者：プロジェクトのキーパーソンとしてC/P機関（中央農業庁及び第1サイクル、第2サイクルの対象県農業局）の幹部 6名程度

時期及び期間：2016年度内の2週間程度

コンサルタントは本研修の実施にあたり、「研修を含む法人一括契約コンサルタント用マニュアル」に沿って、以下の業務を行う。

- ① 研修日程およびカリキュラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 案件調査票の作成及び要請書（アプリケーションフォーム）の取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

#### (13) 「EVAP 普及パッケージ」の改良版に基づく、第1サイクル対象農家グループと市場

#### 関係者をリンクするための各種活動の実施

第1サイクルの対象農家グループに対し、「5. 実施方針及び留意事項」(1)を踏まえた「EVAP普及パッケージ」の改良版に基づき、農家グループと市場関係者をリンクするための各種活動<sup>17</sup>をC/Pと共にやる。この際、ジェンダーの視点に十分配慮し、上記(10)で把握した対象農家グループのジェンダー状況に応じた取り組みを検討する。

コンサルタントは、本活動にかかる具体的な実施方法(時期・日数、必要な事前準備、内容、出席者、等)について、実施の意義と理由を含め、プロポーザルで提案を行うこと。

#### (14) 第1サイクル対象農家グループへの営農計画立案の支援

(13)の活動に参加した第1サイクル対象農家グループが世帯毎に営農計画を作成する。その際、農家のイニシアティブによる計画の策定を、普及員が適切に支援できるように、コンサルタントは工夫する。また、EVAPで導入された技術についても紹介を行う。

この際、上記(10)で把握した対象農家グループのジェンダー状況に応じた取り組みを検討すると共に、対象農家グループが作成する営農計画に、男女双方のニーズと課題が反映されるよう留意する。さらに、同営農計画は、対象農家グループが、自身の置かれた社会経済状況を踏まえた現実的な計画となるよう留意する。作成された営農計画は普及員が集約し、普及員が提供する技術研修・機材及び検証すべき技術を検討するための基礎とする。

なお、立案された営農計画を実行する際、原則、本プロジェクトでは物的な投入は行わない。即ち、肥料、苗等の必要な農業資機材は農家自身が購入することを前提とする。

#### (15) 第1サイクル・第2サイクル対象農家グループの営農状況に基づく農産物生産のための知識・技術(機材を含む)の整理・検証(必要な場合のみ)

コンサルタントは、(14)で立案された営農計画を踏まえ、第1サイクル、第2サイクルの対象農家グループ C/P、普及員とともに、農家ニーズが高く幅広く普及可能な知識・技術(機材を含む)を明確にする。

確認された普及ニーズについて、普及員の知識及び技術の習得状況、技術の確立状況、研修教材の有無などを分析した上で、普及員向けの研修計画を立案し、普及員が各担当地域での普及活動計画(実施時期、実施方法、モニタリング方法等)を立案する。

なお、第1サイクルについては、EVAPでも対象とした野菜・畜産分野を対象としており、普及活動ステップの改良に重きを置いていることから、基本的には技術の検証は行うことを想定していない。ただし、C/P 機関との協議を踏まえ、普及ニーズのある新たな技術の検証が必要とされた場合には、JICAに事前確認・合意取付の上、NARCと協働で1~2種に限定して技術実証・分析を行う。実証された技術は、(16)、(17)の研修教材作成、普及技術研修に繋げ、対象農家グループへの普及を図る。

また、第2サイクルについては、対象サブセクターが野菜・畜産分野以外となる可能性が高い。検証を行う技術は最大2~3種に限定し、かつローカルリソースを最大限活用する。また、本プロジェクトは技術の普及に重きを置くところ、原則、技術検証にかかる時間は一時期までとする。

#### (16) 研修教材の作成(必要な場合のみ)

既存の研修教材がない、或いは教材内容が第1サイクルの対象農家グループに適さない知識・技術について新たに研修教材を作成する。教材は、現場の普及員及び農民にとって使いやすいこと、知識・技術が的確に伝わりやすいこと、低コストで作成できること等に留意して作成すること。

#### (17) 普及する農業技術にかかるトレーナー研修(TOT)、対象農家グループ向け技術研修

<sup>17</sup>対象農家グループ代表数名と普及員による市場調査、県農業局が企画・調整をしてする対象農家グループと市場関係者の小規模なビジネスフォーラムを実施する等。

の実施（第1サイクル対象県農業局）

上記（15）、（16）を活用し、第1サイクル対象県農業局の農業普及関係者（普及員や専門技術員等）を対象として、研修を実施する。

（18）第1サイクル対象農家グループ向けの技術研修実施支援

コンサルタントは、（17）で研修を受けた県普及員が、作成した普及活動計画に基づき第1サイクルの対象農家向けの研修を実施することを支援する。

（19）第1サイクル対象農家グループの営農活動のモニタリングと対象県農業局農業開発計画への反映

コンサルタントは、（18）の研修を受けた対象農家のその後の活動状況を、普及活動計画に基づき普及員がモニタリングすることを支援する。各対象農家の活動状況や知識・技術の適用・定着状況を踏まえ、改善が必要な場合にはモニタリングの際に都度指導を行うよう支援する。また、コンサルタントは県農業開発計画への「EVAP 普及パッケージ」の取り込みを支援する。

（20）「EVAP 普及パッケージ」の改良版における普及活動ステップの改善

コンサルタントは、（13）～（19）を踏まえ、県普及員、県農業局 C/P 等、各階層の C/P と意見交換しながら、（11）で定めた普及活動ステップ全般について改善が必要な点を抽出し、改善策を検討する。検討した改善策については、タスクフォース委員会で承認されるよう調整する。

（21）6か月毎のモニタリングシート（6か月毎）の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを C/P と協働で実施し、モニタリングシートに取り纏め JICA に提出する。

（22）プロジェクト事業進捗報告書の作成

第1期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。特に、「EVAP 普及パッケージ」の改善内容及び工夫した点及び第2サイクル対象農家グループの営農状況やグループ実態、普及ニーズのある技術について、記載する。同報告書は JICA の確認・合意を経て、JCC で発表することとする。

【第2期契約期間：2017年12月～2019年6月】

（1）業務計画書及びワーク・プラン（第2年次原案）の作成・協議

第1期契約期間における各種活動の教訓を踏まえ、業務計画書（第2期）を作成する。また、業務計画書（第2期）に基づき、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期原案）（英文）を作成し、C/P 機関と協議、意見交換し、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

なお、現地関係者との協議においては、アラビア語（仮訳）を用意すること。

（2）第1サイクル対象県農業局関係者への理解促進と県農業開発計画への取り込み

第1年次は、第1サイクル対象県農業局はコンサルタントが直接対象農家グループに介入したが、第2年次以降は、コンサルタントは県農業開発計画に「EVAP 普及パッケージ」が取り込まれていることを確認・支援する。また、県農業局関係者が主体となって「EVAP 普及パッケージ」を用いた活動を行うのに対し、コンサルタントはこれら県農業局関係者に対して、農業庁関係者と共にモニタリング・支援を行う。この際、県農業局関係者の主体的行動を促すことに留意する。

(3) 第2サイクル対象グループへの普及活動ステップの検討

第1サイクルの結果を分析し、第2サイクルの「EVAP 普及パッケージ」を活用した普及活動ステップと想定され得る普及技術について検討し、C/P 機関及びタスクフォース委員会にて説明・合意する。

(4) 「EVAP 普及パッケージ」に基づく第2サイクル対象グループへの各種研修・営農計画立案支援・技術研修・モニタリングの実施及び県農業開発計画への反映

第2サイクル対象農家グループに対し、「5. 実施方針及び留意事項」(1)を踏まえた「EVAP 普及パッケージ」に基づく各種活動を行う。また、コンサルタントは県農業開発計画への「EVAP 普及パッケージ」の取り込みを支援する。

さらに、第2サイクル対象農家グループのベースライン調査及びモニタリング結果を踏まえ、PDM 指標を決定する(第2サイクルの対象農家グループに特化した指標を設定する場合)。

(5) 優良農家グループ視察・交流

第1～2サイクル対象農家グループのうち、優良な農家グループを核とし、各県との経験交流を行い、更なる普及を図る。

農民間普及を行う際の適切なタイミング、人数、交流範囲、効果的な方法等について、アイデアがあればプロポーザルにおいて提案すること。なお、農民間普及用の10人乗りマイクロバス2台(供与予定)を活用することを想定している。

(6) 「EVAP 普及パッケージ」への反映

上記(4)～(5)の結果を元に、「EVAP 普及パッケージ」をさらに改良する。

(7) 第3サイクルの対象農家グループの選定基準・選定方法の合意

第1～2サイクル対象農家グループへの活動の教訓を踏まえ、第3サイクル対象県農業局及び対象農家グループの選定基準・選定方法をタスクフォース委員会と協議しC/Pと合意する。選定基準、選定方法及び選定結果については直近のJCCにて合意を得ること。

(8) 第3サイクル対象農家グループの選定とベースライン調査の実施

第2サイクルと同様、インベントリに基づき第3サイクル対象農家グループを選定後、ベースライン調査を実施する。第3サイクルについては、普及活動の実践は3年目から行うため、ベースライン調査は約1年間を通じて実施し、対象農家グループの詳細な営農・グループ構成の実態を把握する。

第3サイクルの対象農家グループに係る情報は、PDM 指標設定に活用する(第3サイクルの対象農家グループに特化した指標を設定する場合)。

(9) 本邦研修の実施

「EVAP 普及パッケージ」のコンセプト理解と日本における取り組みをテーマに本邦研修を実施する。現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、コンサルタントはプロジェクト目標を踏まえ、具体的な研修目標、内容、方法、工程、実施機関、適切な時期等をプロポーザルで提案すること。

【本邦研修】

目標：プロジェクトの意思決定レベルにあるC/Pが、プロジェクトの目指すパレスチナにおける市場志向型農業の実践について、具体的なイメージを獲得し、プロジェクトへのコミットメントを強めること。また、研修後には研修の成果を活かして、プロジェクトに貢献すること。

内容：SHEPアプローチの理論(情報の非対称性の緩和と動機付け理論)、左記理論に関連

する行政サービス、農家グループ・生産者団体の活動、市場と生産者のマッチングの取り組み事例の視察

参加者：プロジェクトのキーパーソンとして C/P 機関（中央農業庁及び第3サイクルの対象県農業局）の幹部 6名程度

時期及び期間：2017年度内の2週間程度

コンサルタントは本研修の実施にあたり、「研修を含む法人一括契約コンサルタント用マニュアル」に沿って、以下の業務を行う。

- ① 研修日程およびカリキュラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 案件調査票の作成及び要請書（アプリケーションフォーム）の取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

(10) 農産物生産技術・機材の整理と検証（必要に応じ）

上記（9）を踏まえ、第3サイクル対象農家グループの営農上のボトルネックとなる技術のうち、技術内容が未確立とされたものについて、選定クライテリアに基づき選定し、NARCと協働で技術実証・分析を行う。実証された技術は、（13）にフィードバックして、農家グループに普及させる。

(11) 研修教材の作成

既存の研修教材がない、或いは教材内容が普及に適さない知識・技術について新たに研修教材を作成する。教材は、現場の普及員及び農民にとって使いやすいこと、知識・技術が的確に伝わりやすいこと、低コストで作成できること等に留意して作成すること。また、現場での普及活動を踏まえて改良した上で、完成版を作成すること。

(12) 第3サイクル対象グループへの普及活動ステップの検討

上記（9）、（11）の結果を分析し、第3サイクルの「EVAP普及パッケージ改良版」を活用した普及活動ステップと想定され得る普及技術について検討し、C/P機関及びタスクフォース委員会にて説明・合意する。

(13) 「EVAP普及パッケージ」に基づく第3サイクル対象グループへの各種研修・営農計画立案支援・技術研修・モニタリングの実施及び県農業開発計画への反映

第3サイクル対象農家グループに対し、「5.実施方針及び留意事項」（1）を踏まえた「EVAP普及パッケージ」に基づく各種活動を行う。また、コンサルタントは県農業開発計画への「EVAP普及パッケージ」の取り込みを支援する。

さらに、第3サイクル対象農家グループのベースライン調査及びモニタリング結果を踏まえ、PDM指標を決定する。

(14) 第1～第2サイクル対象県農業局における「EVAP普及パッケージ」に基づく普及活動のモニタリング及び県農業開発計画への反映支援

県農業局が主体となって普及活動を実施する第1～第2サイクル対象県農業局のモニタリング・支援と同県農業開発計画に適切に「EVAP普及パッケージ」が取り込まれるよう支援する。

(15) 優良農家グループ視察・交流

第1～3サイクル対象農家グループのうち、優良な農家グループを核とし、各県との経験交流を行い、更なる普及を図る。

(16) 在外研修の実施

本プロジェクトでは、EVAPに引き続き、我が国が取り組む東アジアと連携したパレスチナ支援或いはその他枠組みにおいて、第三国研修が実施される予定である。これらについて、技術的見地から、研修内容や参加者の人選、帰国後の研修成果の共有等に助言を行う。

(17) 「EVAP 普及パッケージ」への反映と普及戦略改訂支援

上記(14)～(16)の結果を元に、「EVAP 普及パッケージ」をさらに改良する。また、農業庁の普及戦略が改訂される場合には、本プロジェクトの活動進捗から得られた成果・教訓が同戦略に反映されるよう、改訂作業に協力する。

(18) 第4サイクルの対象農家グループの選定基準・選定方法の合意

第3サイクル対象農家グループまでの活動の教訓を踏まえ、第4サイクル対象県農業局及び対象農家グループの選定基準・選定方法をタスクフォース委員会と協議しC/Pと合意する。選定基準、選定方法及び選定結果については直近のJCCにて合意を得ること。

(19) 第4サイクル対象農家グループの選定とベースライン調査の実施

第3サイクルと同様、インベントリに基づき第4サイクル対象農家グループを選定後、ベースライン調査を実施する。第4サイクルについては、普及活動の実践は4年目から行うため、ベースライン調査は約1年間を通じて、対象農家グループの詳細な営農・グループ構成の実態を把握する。

第4サイクルの対象農家グループに係る情報は、PDM指標設定に活用する(第4サイクルの対象農家グループに特化した指標を設定する場合)。

(20) モニタリングシート(6か月毎)の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

(21) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第2期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。同報告書はJICAの確認・合意を経て、JCCで発表することとする。

【第3期契約期間：2019年7月～2021年6月】

(1) 業務計画書及びワーク・プラン(第3年次原案)の作成・協議

第2期契約期間における各種活動の教訓を踏まえ、業務計画書(第3年次)を作成する。また、業務計画書(第3年次)に基づき、第3年次の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン(第3年次原案)(英文)を作成し、C/P機関と協議、意見交換し、第3年次の活動内容をワーク・プランとして合意する。

なお、現地関係者との協議においては、アラビア語(仮訳)を用意すること。

(2) 本邦研修の実施

「EVAP 普及パッケージ」のコンセプト理解と日本における取り組みをテーマに本邦研修を実施する。現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、コンサルタントはプロジェクト目標を踏まえ、具体的な研修目標、内容、方法、工程、実施機関、適切な時期等をプロポーザルで提案すること。

## 【本邦研修】

目標：プロジェクトの意思決定レベルにある C/P が、プロジェクトの目指すパレスチナにおける市場志向型農業の実践について、具体的なイメージを獲得し、プロジェクトへのコミットメントを強めること。また、研修後には研修の成果を活かして、プロジェクトに貢献すること。

内容：SHEP アプローチの理論（情報の非対称性の緩和と動機付け理論）、左記理論に関連する行政サービス、農家グループ・生産者団体の活動、市場と生産者のマッチングの取り組み事例の視察

参加者：プロジェクトのキーパーソンとして C/P 機関（中央農業庁及び第 4 サイクルの対象県農業局）の幹部 6 名程度

時期及び期間：2017 年度内の 2 週間程度

コンサルタントは本研修の実施にあたり、「研修を含む法人一括契約コンサルタント用マニュアル」に沿って、以下の業務を行う。

- ① 研修日程およびカリキュラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 教材の作成
- ⑤ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑥ 講義・実習・見学の実施
- ⑦ 案件調査票の作成及び要請書（アプリケーションフォーム）の取り付け支援
- ⑧ 実施機関と調整の上で研修員の人選

### （3）農産物生産技術・機材の整理と検証（必要に応じ）

上記（2）を踏まえ、第 4 サイクル対象農家グループの営農上のボトルネックとなる技術のうち、技術内容が未確立とされたものについて、選定クライテリアに基づき選定し、NARC と協働で技術実証・分析を行う。実証された技術は、（6）にフィードバックして、農家グループに普及させる。

### （4）研修教材の作成

既存の研修教材がない、或いは教材内容が普及に適さない知識・技術について新たに研修教材を作成する。教材は、現場の普及員及び農民にとって使いやすいこと、知識・技術が的確に伝わりやすいこと、低コストで作成できること等に留意して作成すること。また、現場での普及活動を踏まえて改良した上で、完成版を作成すること。

### （5）第 4 サイクル対象グループへの普及活動ステップの検討

第 2 期契約の（19）や上記（3）の結果を分析し、第 4 サイクルの「EVAP 普及パッケージ」を活用した普及活動ステップと想定され得る普及技術について検討し、C/P 機関及びタスクフォース委員会にて説明・合意する。

### （6）「EVAP 普及パッケージ」に基づく第 4 サイクル対象グループへの各種研修・営農計画立案支援・技術研修・モニタリングの実施及び県農業開発計画への反映

第 4 サイクル対象農家グループに対し、「5. 実施方針及び留意事項」（1）を踏まえた「EVAP 普及パッケージ」に基づく各種活動を行う。また、コンサルタントは県農業開発計画への「EVAP 普及パッケージ」の取り込みを支援する。

さらに、第 4 サイクル対象農家グループのベースライン調査及びモニタリング結果を踏まえ、PDM 指標を決定する。



(7) 第1～第3サイクル対象県農業局における「EVAP 普及パッケージ」に基づく普及活動のモニタリングと県農業開発計画への反映支援及び普及戦略改訂支援

県農業局が主体となって普及活動を実施する第1～第3サイクル対象県農業局のモニタリング・支援と同県農業開発計画に適切に「EVAP 普及パッケージ」が取り込まれるよう支援する。

また、農業庁の普及戦略が改訂される場合には、本プロジェクトの活動進捗から得られた成果・教訓が同戦略に反映されるよう、改訂作業に協力する。

(8) 優良農家グループ視察・交流

第1～4サイクル対象農家グループのうち、優良な農家グループを核とし、各県との経験交流を行い、更なる普及を図る。

(9) 在外研修の実施

第2期契約に引き続き実施する必要がある場合は、実施を検討する。

(10) エンドライン調査

ベースラインで調査した項目について、エンドライン調査を実施し、その内容を分析する。第4年次までに普及の対象となった農家対象グループについて、研修後の営農の状況及びジェンダー意識・取り組みの変化について全体を取りまとめ、プロジェクトの成果判断のための材料とする。調査方法については、C/P および各機関の普及関係者を活用することを想定しているが、コンサルタントもより積極的に調査に関与することとする。

(11) 「EVAP 普及パッケージ」の最終化と普及戦略改訂支援

これまでに本プロジェクトで蓄積された経験・知見をもとに、パレスチナにおける普及関係者が市場志向農業普及を行う際に参照すべき「EVAP 普及パッケージ」に取りまとめ、JCC の場で先方政府に提出する。

また、農業庁の普及戦略が改訂される場合には、本プロジェクトの活動進捗から得られた成果・教訓が同戦略に反映されるよう、改訂作業に協力する。

(12) 最終セミナーの開催研修の実施

プロジェクトの成果をパレスチナ側関係者に広く広報するため、最終セミナー(EVAP2 ナショナルセミナー)を開催する。セミナー対象者はプロジェクト関係者に加え、他ドナー・NGO、研究機関なども対象とする。なお、開催時期、方法等の詳細については、先方機関との協議を通じて決定する。

(13) プロジェクト事業完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。同報告書はJCCで発表することとする。

## 7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、コンサルタントは案件開始時に、R/Dに添付されたPDM・PO Version0を基にモニタリングシート Version 1を作成し、以降6カ月毎に、C/P機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1、2期はプロジェクト事業進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文:5部
	Monitoring Sheet Ver.1	業務開始から約1か月後 (2016年7月)	英文:10部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約3か月後 (2017年9月)	英文:10部
	リーフレット※	業務開始から約4か月後 (2017年10月)	英文:1,000部
	Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6か月後 (2017年1月)	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6か月後 (2017年7月)	英文:10部
	プロジェクト事業進捗報告書 （第1期）	契約年次終了時 (2017年11月)	英文:10部 和文:5部 CD-R:3枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文:5部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約1か月後 (2018年1月)	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3提出の6か月後 (2018年1月)	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6か月後 (2018年7月)	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6か月後 (2019年1月)	英文:10部
	プロジェクト事業進捗報告書 （第2期）	契約年次終了時（2019年 6月）	英文:10部 和文:5部 和文要約も作成 CD-R:3枚
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文:5部
	ワーク・プラン（第3期）	業務開始から約1ヵ月以 内（2019年7月）	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.7	Ver.6提出の6か月後 (2019年7月)	
	Monitoring Sheet Ver.8	Ver.7提出の6か月後 (2020年1月)	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.9	Ver.8提出の6か月後 (2020年7月)	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.10	Ver.9提出の6か月後 (2021年1月)	
	プロジェクト事業完了報告書 （第3期）	案件終了1ヵ月前（2021 年5月中旬）	英文:10部 和文:5部 CD-R:6枚

※リーフレットについて、部数は目安であり、必要に応じ改定・印刷する。

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合は JICA 側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下の通りとし、モニタリングシートおよびプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア. ワーク・プラン記載項目 (案)

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- ⑤ PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑨ その他必要事項

イ. モニタリングシート記載項目

配布資料参照のこと

ウ. プロジェクト事業進捗報告書／完了報告書記載項目 (案)

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- ④ プロジェクト目標の達成度 (JCC や Monitoring Sheet の概要、評価五項目等)
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料

- ① PDM (最新版、変遷経緯)
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画 (Work Breakdown Structure, WBS 等を活用)
- ④ 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
- ⑦ 各種委員会議事録等
- ⑧ モニタリングシート
- ⑨ その他活動実績

注) e) 及び⑥の引渡リストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

ア. 普及教材

イ. ジェンダー取り組みにかかる進捗報告書

ウ. EVAP 普及パッケージ (改良を加える度に改善点・工夫点を示した上で提出)

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア. 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2~3 ページ程度）
- イ. 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ウ. 詳細活動計画 WBS (Work Breakdown Structure)（A3 版 1 枚程度）
- エ. 業務フローチャート（A3 版 1 枚程度）

(4) 議事録等

各報告書に係る同国政府との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。また JICA が開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後 3 日以内に JICA に提出する。

## 【第3 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1期：2016年6月～2017年11月
- (2) 第2期：2017年12月～2019年6月
- (3) 第3期：2019年7月～2021年6月

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1期 約41 M/M
- 全体 約122 M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体的な案とともにプロポーザルに提示することとする。

- ア 総括／営農（2号）
- イ 農業普及計画（2号）
- ウ ジェンダー／農民組織（3号）
- エ 園芸作物
- オ 家畜飼育
- カ 節水技術
- キ 研修教材開発
- ク マーケティング

### 2. 対象国の便宜供与

JICAが2016年2月15日に農業庁と締結したR/Dに基づく。

- (1) C/Pの配置
- (2) 事務所スペースの提供：農業庁普及・地域開発総局に事務所を設置。

### 3. 配布資料／参考資料

#### (1) 配布資料

- ・本プロジェクト詳細計画策定調査報告書(2015年9月)及び付属資料(Minutes of Meetings、Record of Discussions) …①
- ・EVAP 関連資料
  - プロジェクト事業完了報告書（2015年7月）…②
  - 業務進捗報告書（第3年次）（2014年12月）…③
  - 終了時評価報告書（2014年4月）…④
  - 運営指導調査報告書（2015年3月）…⑤
  - パレスチナ農業庁普及戦略（2016-2019年）…⑥
  - アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査（2015年度第2回目調査：パレスチナ）…⑦

- (2015年3月(独)JICA (有)アイエムジー)
  - アフリカ地域心理学的側面からみたアフリカ地域農業・農村開発分野技術協力にかかる分析調査…⑧
- (2015年11月(独)JICA (有)アイエムジー)
  - ・ SHEP アプローチ関連資料
    - SHEP アプローチガイドライン…⑨  
(ケニア「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト」作成)
  - ・ 技術協力プロジェクトにおける変更(本紙…⑩)(様式…⑪)
- (2) 公開資料
  - ・ ケニア共和国小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業に係る情報収集・確認調査報告書([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12247334.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12247334.pdf))
  - ・ パレスチナ ジェリコ農産加工団地開業促進に係る情報収集・確認調査報告書([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/810/810/810\\_317\\_12147682.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_317_12147682.html))
  - ・ パレスチナ ジェリコ農産加工団地のための PIEFZA 機能強化プロジェクト 事業完了報告書([http://open\\_jicareport.jica.go.jp/810/810/810\\_317\\_12110920.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/810/810/810_317_12110920.html))
  - ・ パレスチナ「持続的農業確立のための普及システム強化プロジェクト(2007年～2010年)」終了時評価報告書(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003872.html>)

#### 4. 業務用機材

業務遂行上必要なオフィスワーク用機材(パソコン(C/Pやローカルスタッフ用)、コピー機、プリンタ、プロジェクター、ビデオカメラ等)があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様(または参考銘柄)、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること(EVAPで用いていた機材類は、耐用年数に達しているものも多いことから、これらを活用することは想定していない)。その費用は本見積もりに含めること。

普及用機材については、パレスチナ農業庁側は、特にEVAPで取り組んだ既存技術(接ぎ木ポスト、人工受精、サイレージ等)にかかる機材をパレスチナ全域で活用することを希望しているものの、本プロジェクトではこれら既存技術の有効性や投入機材の適切な運営・維持管理方法について改めて検証の上、投入を検討することとしている。また、果樹等新たなサブセクターでの普及活動実践の可能性が高く、新たな機材が必要となる可能性もある。したがって、現時点では必要となる機材の詳細が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、一旦詳細計画策定調査時にパレスチナ側が提示してきた普及用機材経費1.6億円(下記プロジェクト車両費を除く)として定額計上することとするが、左記金額ありきではなく、同額を上限としつつ、幅広い層の農家に確実に活用される技術・機材の投入を大原則とする(今後、普及技術・機材の具体的内容が固まった際に契約変更等により対応する可能性あり)。

なお、本業務に関してJICAが車両3台(4WD1台、普及活動にも活用可能な10人乗りマイクロバス2台)を調達予定である。この車両3台の運転手備上費(通年を想定)、燃料代、保険代、定期メンテナンス代を本見積もりに計上すること。また、現地における諸手続きの遅れによるプロジェクト車両の運用開始時期の遅れに対応するため、契約締結後半年間の車両の備上(レンタカー代2台分を上限とする)も本見積として計上すること。

#### 5. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託業務は想定していないが、現地の団体に委託して行うことが妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルにて提案すること。その際、必要経費は本見積に計上すること。

#### 6. レポート送付費用

各種レポートを先方政府、国内関係者に配布する際は、コンサルタントが送付することと

し、その経費を見積りに計上すること。

#### 7. C/P 出張旅費

C/P の出張旅費については、C/P の出張がプロジェクト活動上必要不可欠と判断され、相手国がその財政上の理由により負担し得ない場合に限り、支給することができるものとする。C/P 出張旅費の支給は、原則、当該 C/P が団員の業務出張に同行する場合のみ認める。なお、必要経費は別見積りとする。

なお、本プロジェクトは、成果の持続性を考慮し、「EVAP 普及パッケージ」による活動が継続して各県で実施されることを働きかけていく。長期的視野に立ちつつも、パレスチナ側の自助努力を促進し、かつ戦略的に他ドナー支援プログラム活用を図っていくことを目指す。

#### 8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意し、JICA パレスチナ事務所、対パレスチナ自治政府 ラマツラ日本政府代表事務所、在イスラエル日本大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。現地調査中は発注者の安全管理基準を厳守する。

#### 9. その他原価の加算

本業務の対象地域は治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、その他原価率について、10%を上限として加算計上できるものとする。

#### 10. 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地業務に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材の内、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつパレスチナへの輸入許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うこととする。

#### 11. 不正腐敗防止への配慮

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

#### 12. その他留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務においては、第1期～第3期の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

##### (2) 部分払

本業務においては、第1期～第3期を通じて、契約期間が18か月を超える長期に及ぶため、中間活動進捗報告書の作成を中間成果品として、部分払を認めることとする。

以上

添付資料：各成果の構成（プロジェクトコンセプト図）

# プロジェクト概念図

添付資料

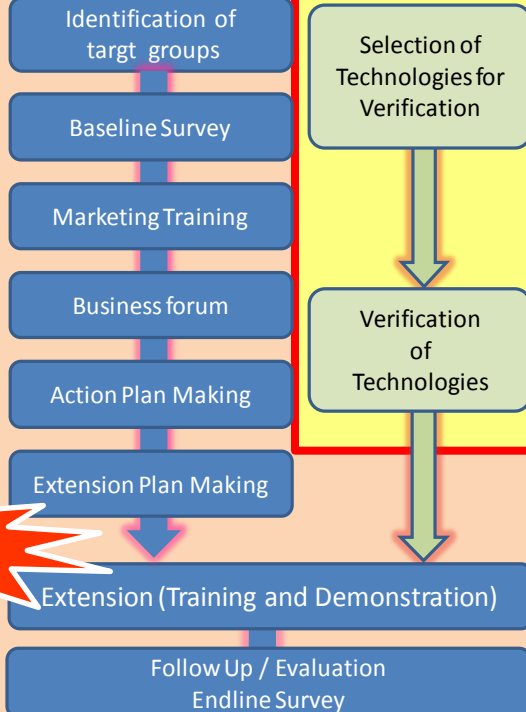
## 【先行フェーズEVAPの協力成果と課題】

- ヨルダン渓谷地域における「EVAP普及パッケージ」の提案
- 技術検証と普及活動の時間配分

## 成果2: 「EVAP普及パッケージ」の改良

- 普及活動ステップの改良
- ジェンダー配慮
- 野菜・畜産エリアでの試行的実践

「普及」と「技術」の  
バランスに注意



## 成果4: 適正技術・機材の整理

- 土づくり～出荷・販売までの一連の営農上のボトルネック把握
- 適正技術・機材の選定
- (要すれば)技術検証

- ▼ 成果1: 中央農業庁・県農業局関係者の能力強化
- ▼ 「EVAP普及パッケージ」の「メンセプト理解」
- ▼ 「EVAP普及パッケージ」の県農業局年間計画への反映
- ▼ 農業普及実践経験の共有

## 成果3: 「EVAP普及パッケージ」の全域展開

- 農家グループの特性把握・分類
- 「EVAP普及パッケージ改良版」による普及活動実践・モニタリング

プロ目: 「EVAP普及パッケージ」活用による対象農家の農業所得向上

パレスチナ全域での「EVAP普及パッケージ」を利用した普及活動実践による農家所得向上